資料1-4

協発第 131219－06 号
平成 25 年 12 月 19 日

厚生労働省保険局長
　　木 倉　敬 之　様

全国健康保険協会
理事長　　小林 剛

平成２６年度の保険料率について

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成２２年度から３年連続で保険料率を大幅に引き上げ、現在の協会けんぽの平均保険料率は１０％という、これまでにない水準に至っております。今年５月に成立した健康保険法等の一部改正により、協会けんぽに対する財政特例措置が２年間延長され、平成２６年度までの間は現在の平均保険料率を維持できる見通しですが、他の被用者保険との保険料率格差は依然として大きく、協会けんぽの加入者の大半を占める中小企業の経営、従業員の皆さまの雇用、生活を考えると、現在の保険料率は限界にあります。

先の国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、政府は、平成２７年の通常国会に医療保険制度の見直しに関する必要な法律案の提出を目指すこととなりましたが、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化は喫緊の課題であります。当協会の加入者、事業主の保険料負担を軽減するため、一刻も早く、協会けんぽに対する国庫補助金の補助率を健康保険法上の上限である２０％に引き上げるとともに、高齢者医療の公費負担の拡充をはじめ、高齢者医療制度の見直しを実現していただきますよう、強く要請いたします。

その上で、平成２６年度の保険料率については来年３月に改定する予定であり、そのためには来年１月早々に激変緩和措置に係る調整基礎率等の水準を固める必要がありますので、これまでの運営委員会の議論を踏まえ、下記の事項について法令上の必要な措置等を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。
また、その結果については、協会における所定の手続きに間に合うよう、当協会へ早期にお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．平成２６年度の平均保険料率を平成２５年度と同じ平均保険料率１０％に据え置くに当たり、各都道府県単位保険料率が引き上がることのないよう、平成２６年度の激変緩和率は、平成２５年度の激変緩和率と同じ１０分の２．５に凍結すること。

２．平成２６年度の各都道府県保険料率を平成２５年度と同じ保険料率に据え置く場合であっても、宮城支部及び福島支部の保険料率の計算に当たっては、東日本大震災に伴う影響として、当該二支部の医療費支出に対する波及増を特例的に当協会全支部で負担することができるようにすること。